厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）に対する
パブリックコメント手続実施要領

１　目的

厚木市自治基本条例第39条では、市長は「４年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。」と規定されています。

条例施行後、３回目の見直しを令和４年12月に行ったことから、それから４年が経過する令和８年12月までに４回目の見直しを行う必要があります。

規定上、「見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。」としていることから、パブリックコメント手続を実施します。

２　パブリックコメント手続の対象

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）

３　パブリックコメント手続実施の周知方法

(1) 広報あつぎ（10月15日号）への掲載
(2) 厚木市ホームページへの掲載（10月15日から）
(3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

４　結果（案）の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で10月15日から11月16日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は、市民協働推進課（電話　046-225-2101）に連絡してください。

(1) 市役所第二庁舎３階 市民協働推進課
(2) 市役所本庁舎３階 市政情報コーナー
(3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
(4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
(5) 保健福祉センター
(6) 中央図書館
(7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）
(8) 市ホームページ

≪市ホームページ閲覧ページ≫

5　意見等提出期間

令和８年10月15日（木）から11月16日（月）まで

※　郵送の場合は、11月16日の消印有効とします。

6　意見等提出資格

⑴ 市内に居住する方

⑵ 市内に通学し、又は通勤する方

⑶ 市内において活動する個人及び法人その他の団体

⑷ 市に納税の義務がある方

7　意見等提出方法

次の方法により提出してください。

⑴ 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。

≪電子申請システム（申し込みフォーム）≫

⑵ 市公式LINEにより提出する。

≪市公式LINE≫

⑶ 意見提出用紙を持参する。

ア　市役所第二庁舎３階 市民協働推進課の窓口へ直接提出

イ　市役所本庁舎３階 市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ　次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ｱ) 市役所本庁舎１階

(ｲ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ｳ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ｴ) 保健福祉センター

(ｵ) 中央図書館

(ｶ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先　〒243-8511

厚木市市民交流部市民協働推進課市民協働推進係宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号　046-221-0260

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス　2800@city.atsugi.kanagawa.jp

※　電子メールの件名「厚木市自治基本条例の見直し結果（案）パブリックコメント意見」

8　意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、自治基本条例の見直しに当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見等の中で、「６.意見等提出資格」、「７.意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。